

星槎道都大学 公的研究費に係る旅費取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、星槎道都大学（以下「本学」という。）における競争的資金等公的研究費（以下「公的研究費」という。）を財源とする出張の旅費の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「出張命令者」とは、学長をいう。
- (2)「出張」とは、当該研究遂行のため、本学職員が研究代表者、研究分担者又は研究協力者として、一時その常時勤務する勤務場所（以下「勤務地」という。）を離れて旅行することをいう。

(出張の手続)

第3条 出張しようとする者は、原則として国内の場合は1週間前、海外の場合は3ヵ月前までに、別に定める出張申請書（公的研究費支出）に当該出張に関する事項を記載し、別に定める公的研究費支出依頼書とともに、出張命令者に提出しなければならない。

- 2 出張命令者は、出張命令を発し、又はこれを変更（取消を含む。以下同じ。）する場合には、別に定める出張申請書（公的研究費支出）に必要事項を記載し、当該出張する者に提示しなければならない。ただし、その暇のない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。
- 3 出張する者が帰着したときは、速やかに別に定める出張報告書（公的研究費支出）に当該出張の結果を記載し、出張命令者に提出しなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船舶賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当（昼食代（諸雑費を含む。）及び市内交通費）、宿泊料、車中泊料とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の往復の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、出発箇所又は目的箇所の最寄りの鉄道駅、バス停留所、乗船場若しくは飛行場間の路程により行うものとする。

- 2 計算の起点となる出発箇所は、勤務地（JR北広島駅）とする。ただし、自宅等を起点とする方が合理的な場合は、自宅等とする。

第2章 国内出張の旅費

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、旅客運賃（乗車に要する往復運賃）のほか、別表第1に定めるところにより、現に利用する範囲の料金の実費を支給する。

- 2 鉄道賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに乗車券等を提出するものとする。

- 3 募集型企画旅行（パッケージツアー）を利用する場合は、パッケージツアー料金から別表第1の宿泊料を差し引いた額を鉄道賃と見なすものとする。

（船舶賃）

第8条 船舶賃は、別表第1に定めるところにより、現に利用する範囲の往復旅客運賃等の実費を支給する。

- 2 船舶賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに乗船半券を提出するものとする。

（航空賃）

第9条 航空賃は、別表第1に定めるところにより、現に利用する範囲の往復旅客運賃等の実費を支給する。

- 2 航空賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに搭乗半券及び領収書等を提出するものとする。

- 3 募集型企画旅行（パッケージツアー）を利用する場合は、パッケージツアー料金から別表第1の宿泊料を差し引いた額を航空賃と見なすものとする。

（車賃）

第10条 車賃は、路線バス等の他、業務の遂行に特に必要と認められる場合のタクシー、ハイヤー又はレンタカー等の旅客運賃等の実費を支給する。

- 2 車賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに領収書等を提出するものとする。

（車輛燃料・高速道路料金）

第11条 業務の必要により、自己車輛やレンタカーの使用を認められた場合には、鉄道賃又は車賃に代えて、車両燃料代及び高速道路料金の実費を支給する。

- 2 車両燃料代及び高速道路料金の支給を受けるときは、帰着後速やかに領収書等を提出するものとする。

（日当）

第12条 日当は、食事その他の雑費及び市内交通費に充てるため別表第1に基づき支給する。

- 2 前項の規定に関らず自己車両及びレンタカーを使用する日の日当は、半額支給とする。
- 3 前々項に規定に関らず宿泊を伴わない日帰り出張で活動時間が半日（4時間）以下となる場合は、日当を支給しない。

（宿泊料）

第13条 宿泊料は、目的地の区分に応じ、別表第1に基づき実費支給する。

- 2 宿泊料の目的地区分は、別表第4で定める。
- 2 宿泊料は、固定された宿泊施設に宿泊した場合に限り支給する。
- 3 宿泊料が、やむを得ない事情により規定額を上回る場合は、学長の許可を得て、その実費を限度として差額を支給することができる。
- 4 会費等の中に宿泊料が含まれている場合は宿泊料を支給しない。
- 5 宿泊料の支給を受けるときは、帰着後速やかに宿泊を証明する書類を提出するものとする。

（車中泊料）

第14条 車中泊料は、通常であれば宿泊を要する時間帯に、固定された宿泊施設を利用できないため宿泊料が支給されない車中泊、船中泊及び機中泊の場合及び自宅又は父母宅等、社会通念上宿泊料が不要と判断されるところに宿泊する場合に、別表第1に基づき支給する。

（勤務地近郊出張の旅費）

第15条 勤務地近郊における出張のうち、別表第3で定める目的地については、交通費実費を支給するものとし、日当及び宿泊料は支給しない。ただし、特別の事情により宿泊を

要すると認められる場合には、日当及び宿泊料を支給する。

第3章 外国出張の旅費

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃は、旅客運賃（乗車に要する往復運賃）のほか、別表第2に定めるところにより、現に利用する範囲で地域の運賃体系により適当（中級程度）と判断される各種料金の実費を支給する。

2 鉄道賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに乗車券等を提出するものとする。

(船舶賃)

第17条 船舶賃は、別表第2に定めるところにより、現に利用する範囲の往復旅客運賃等の実費を支給する。

2 船舶賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに乗船半券を提出するものとする。

(航空賃)

第18条 航空賃は、別表第2に定めるところにより、現に利用する範囲の往復旅客運賃等の実費を支給する。

2 航空賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに搭乗半券及び領収書等を提出するものとする。

(車賃)

第19条 車賃は、路線バス等の他、業務の遂行に特に必要と認められる場合のタクシー、ハイヤー又はレンタカー等の旅客運賃等の実費を支給する。

2 車賃の支給を受けるときは、帰着後速やかに領収書等を提出するものとする。

(日当)

第20条 日当は、食事その他の雑費及び市内交通費に充てるため別表第2に基づき支給する。

2 前項に関らず自己車両及びレンタカーを使用する日の日当は、半額支給とする。

(宿泊料)

第21条 宿泊料は、目的地の区分を設けず、別表第2に基づき実費支給する。

2 宿泊料は、固定された宿泊施設に宿泊した場合に限り支給する。

3 会費等の中に宿泊料が含まれている場合は宿泊料を支給しない。

4 宿泊料の支給を受けるときは、帰着後速やかに宿泊を証明する書類を提出するものとする。

(車中泊料)

第22条 車中泊料は、通常であれば宿泊を要する時間帯に、固定された宿泊施設を利用できないため宿泊料が支給されない車中泊、船中泊及び機中泊の場合及び自宅又は父母宅等、社会通念上宿泊料が不要と判断されるところに宿泊する場合に、別表第2に基づき支給する。

第4章 雑 則

(準用)

第23条 この規程に定めのない事項については、それぞれの公的研究費の使用ルール、星槎道都大学公的研究費の管理・監査に関する規程並びに学校法人北海道星槎学園旅費規程を準用する。

(改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

2. この規程は、「星槎道都大学科学研究費補助金旅費取扱規程」を名称変更し、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
3. この規程の改訂は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程の改訂は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 国内出張旅費

交通機関 等級	航空	船舶	鉄道	車賃	日当	宿泊料		車中泊
	共通	エコノミー 往復実費	中級程度 往復実費	特急指定席 往復実費	実費	4,000	甲 乙	15,000 以内 12,000 以内

※自己車両・レンタカーを使用する日の日当は、半額とする。

※勤務地近郊出張の場合は、宿泊料及び日当を支給しない。

※宿泊を伴わない日帰り出張で活動時間が半日（4 時間）以下の場合は、日当を支給しない。

別表第 2 海外出張旅費

交通機関 等級	航空	船舶	鉄道	車賃	日当	宿泊料	車中泊
共通	エコノミー 往復実費	中級程度 往復実費	中級程度 往復実費	実費	8,000	上限設定なし	6,000

※自己車両・レンタカーを使用する日の日当は、半額とする。

別表第 3 勤務地近郊出張の該当地

支庁	市町村
石狩支庁	全市町村
空知支庁	岩見沢市、三笠市、夕張市、長沼町、南幌町、栗山町、由仁町、月形町
胆振支庁	苫小牧市、厚真町、安平町

別表第 4 国内出張の目的地区分

区分	目的地
甲	政令指定都市・東京 23 区
乙	甲以外の地域